

令和2年度

定期監査報告書

(第1期)

横手市監査委員

監 第 5 6 号
令和2年7月28日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	播 磨 博 一 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 木 村 清 貴

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査（第1期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	3

別添 監査の結果

(1)	財務部	4
(2)	市民福祉部	4
(3)	農林部	5
(4)	商工観光部	5
(5)	議会事務局	6
(6)	教育委員会事務局	6

令和2年度 定期監査報告（第1期）

1 監査の期間及び対象課等

令和2年4月3日（金）～令和2年7月16日（木）

実地監査日	対象課等（20機関）
5月12日（火）	横手の魅力営業課、観光おもてなし課
5月13日（水）	介護老人保健施設老健おおもり、大森町指定通所介護事業所、特別養護老人ホーム白寿園、養護老人ホームひらか荘
5月15日（金）	よこて農業創生大学事業推進室、食農推進課、横手市実験農場、図書館課
5月19日（火）	農林整備課、農業振興課、企業誘致課、商工労働課、議会事務局
5月21日（木）	財政課、横手学校給食センター、平鹿学校給食センター、雄物川学校給食センター、大森学校給食センター

2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成31年度・令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。

- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 物品の管理は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和2年度第1期の定期監査は、本庁、議会事務局、社会福祉施設及び学校給食センター等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 補助金事務について

事業実績報告書に必要な書類が添付されておらず、補助金の使途内訳が確認できない課が見受けられた。横手市補助金等交付要綱や横手市補助金制度に関する指針等を再度確認されたい。

(2) 契約事務について

随意契約の根拠条項が誤っていたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を併記していない課等が見受けられた。

また、契約保証金の免除条項を明記していない課等や免除条項を誤っている課等も見受けられた。

前回と同様の指摘を受けた課等もあるので、地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認されたい。

(3) 服務事務について

複数の課等において、代休の取得についての誤りや取得されていない状況が見受けられた。

また、事務引継において、事務引継等要領に新たに規定された監査指摘事項（様式第5号）を添付していない課等が見受けられた。令和2年4月1日付け人事異動に伴う事務引継から追加になったものであるため、全部署においても確認されたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。前回受けた指摘と同様の件について、再度指摘を受けた課等もあるので、特に前例を踏襲しているものについては、法令等をその都度確認して適正な事務処理に努められたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 財務部

課名等	監査の結果
財政課	指摘事項なし

(2) 市民福祉部

課名等	監査の結果
養護老人ホームひらか 荘	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務 職員給食費負担金において、横手市会計事務規則第92条に規定する現金出納簿を作成していない。 2 契約事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を併記していない。 (2) 委託契約において、契約保証金の免除条項を誤っている。 3 施設管理 消防計画作成(変更)届出書を決裁していない。 4 財産管理事務 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。 5 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳を整備していない。
特別養護老人ホーム白 寿園	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務 保守契約において、契約保証金の免除条項を明記していない。 2 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。

課名等	監査の結果
介護老人保健施設老健 おおもり	1 契約事務 賃貸借契約において、随意契約の根拠条項を明記していない。
大森町指定通所介護事業所	指摘事項なし

(3) 農林部

課名等	監査の結果
農業振興課	1 契約事務 (1) 委託契約の発注側兼見積執行側において、財政課との合議を行っていない。 (2) 委託契約において、随意契約の根拠条項を明記していない。
農林整備課	1 補助金事務 補助金の使途内訳が確認できない。
食農推進課	指摘事項なし
横手市実験農場	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
よこて農業創生大学事業推進室	指摘事項なし

(4) 商工観光部

課名等	監査の結果
商工労働課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
企業誘致課	1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
観光おもてなし課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
横手の魅力営業課	指摘事項なし

(5) 議会事務局

課名等	監査の結果
議会事務局	指摘事項なし

(6) 教育委員会事務局

課名等	監査の結果
図書館課	1 服務事務 横手図書館の私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
横手学校給食センター	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
平鹿学校給食センター	1 契約事務 委託契約において、契約書に仕様書を添付していない。
雄物川学校給食センター	1 契約事務 (1) 委託契約において、契約保証金の免除条項を明記していない。 (2) 委託契約において、契約保証金の免除条項を誤っている。
大森学校給食センター	1 服務事務 旅行命令簿を決裁していない。